



けしの写真



大麻の写真

不正大麻・けし撲滅運動
県では、「大麻」「けし」を一掃することを目的に、5月1日（金）から6月30日（火）の期間、撲滅運動を実施します。
毎年県内でもこの時期に、不正栽培や自生による大麻・けしが発見され除去されています。
なお、大麻・けしと思われる植物を発見した場合は、保健所までご連絡ください。

権となりますので、ご注意ください。
*詳しくは、本庁福祉課または各支所市民生活課までお問い合わせください。
【問合せ先】本庁福祉課福祉G（内線2121）および各支所市民生活課

【所】川内文化ホール
【問合せ先】本庁市民健康課予防G（すこやかふれあいプラザ内）
0996(22)8811

愛の献血にご協力をお願いします。



献血にご協力ください

【問合せ先】看護協会川内地区長 谷川智子氏
0996(53)1704

【参加料】無料

【内容】身長・体重測定、血圧測定、体脂肪測定、脳血管年齢測定、健康相談、呼吸一酸化炭素濃度測定、ハンドマッソージ、白衣体験（写真撮影）など

【時間】5月16日（土）13時～16時

【場所】プラッセだいわ川内店1階 センターコート（矢倉町）

【連絡・問合せ先】川内保健所衛生・環境課
0996(23)3165

【まちの保健室】

保健センターで実施する保健事業

| 地域 | 月日 | 時間 | 内容 |
|-----|---------|-------------|-------------------|
| 川内 | 5/12(火) | 9:00～9:20 | 母子健康手帳交付 |
| | | 10:00～11:30 | 健康相談(成人・母子) |
| | 5/19(火) | 9:00～9:20 | 母子健康手帳交付 |
| | | 10:00～11:30 | 健康相談(成人・母子) |
| 樋脇 | 5/20(水) | 9:30～11:00 | 母子健康手帳交付・健康相談(総合) |
| 入来 | 5/20(水) | 9:30～11:00 | 母子健康手帳交付・健康相談(総合) |
| 東郷 | 5/20(水) | 9:30～11:00 | 母子健康手帳交付・健康相談(総合) |
| 祁答院 | 5/20(水) | 9:30～11:00 | 母子健康手帳交付・健康相談(総合) |

＝問合せ先＝

- 本庁市民健康課(すこやかふれあいプラザ内) ☎0996(22)8811
- 樋脇支所市民生活課健康福祉G ☎0996(37)3111
- 入来支所市民生活課健康福祉G ☎0996(44)3111
- 東郷支所市民生活課健康福祉G ☎0996(42)1111
- 祁答院支所市民生活課健康福祉G ☎0996(55)1111

税の納期(5月分)

- 軽自動車税(全期)
<納期>6月1日(月)



市民の動き

4月1日現在(前月比)

- 人口 101,153人(-849人)
- 男 48,020人(-427人)
- 女 53,133人(-422人)
- 世帯数 45,170世帯(-269世帯)

平成21年度 農作業標準賃金

| 区分 | | 料金(円) | |
|-----------------|--------------------|-----------------|-----------------------------|
| 一般農作業(1日当たり8時間) | 軽作業 | 5,100 | |
| | 重作業 | 6,100 | |
| 10アール当たり | 水田 | 耕起のみ | 整備地区 6,700 未整備地区 7,200 |
| | | 耕起から整地まで | 整備地区 15,200 未整備地区 17,200 |
| | 畑 | 耕起 | 整備地区 6,500 未整備地区 6,900 |
| | | 深耕(パワーディスク) | 5,700 |
| | 田植機(苗別) | 整備地区 | 6,400 |
| | | 未整備地区 | 7,200 |
| バインダー(ひも付き) | 整備地区 | 8,200 | |
| | 未整備地区 | 9,200 | |
| コンバイン(乾燥なし) | 地干し | 14,700 | |
| | カッター | 15,200 | |
| もみ運搬 | 結束(ひも付き) | 16,200 | |
| | グレンタンク | 1,700 | |
| もみ乾燥 | コンバイン袋 | 2,700 | |
| | もみすり業者組合価格に準ずる | | |
| 1俵 35kg | ハーベスター | 水稲 470 麦 610 | |
| | ハーベスター結束機またはカッター付き | 3,200 | |
| 10アール当たり | 農業散布(1回分、農薬代別) | 粉剤・粒剤 | 2,200 |
| | | 乳剤 | 2,700 |
| 1箱 | 茶摘採料金 | 受け取り | 600 |
| | | 配達 | 700 |

*県の最低賃金が改訂された場合は、その額を下回らないこと。

【請求締切】平成21年9月30日(水)

*期限を過ぎると時効により失

【新たに戦傷病者の妻となり、左記に該当する場合は】

平成13年4月2日～平成15年4月1日の間に、増加恩給、傷病年金などの受給権を取得した戦傷病者の妻

①戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

②特例支給対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病以外の原因で死亡した戦傷病者の妻

③戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

④戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑤戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑥戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑦戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑧戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑨戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑩戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑪戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑫戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑬戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑭戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑮戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑯戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑰戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑱戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑲戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

⑳戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉑戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉒戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉓戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉔戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉕戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉖戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉗戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉘戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

㉙戦没者の妻に対する特別給付金への移行対象者⇨平成8年10月1日～平成15年3月31日までに戦傷病が原因で死亡した戦傷病者の妻

戦傷病者などの妻に 対する特別給付金

戦傷病者などの妻に 対する特別給付金

戦傷病者などの妻に 対する特別給付金

標準小作料(薩摩川内市農業委員会) (10アール当たり単位:円)

| 農地区分 | 標準小作料 | 備考 |
|------|----------|------------------------|
| 田の部 | 上 12,000 | ほ場整備完了地区 |
| | 中 8,000 | 耕地整理地区で転作可能な田 |
| | 下 4,000 | 耕地整理地区および未整備地区で便利の悪い地区 |
| 畑の部 | 4,000 | — |

標準小作料(薩摩川内市甑農業委員会) (10アール当たり単位:円)

| 農地区分 | 里地域 | 上甑地域 | 下甑地域 |
|------|-------|-------|----------------|
| 田 | 7,000 | 7,000 | 7,000 (手打地区) |
| | | | 4,000 (手打地区以外) |
| 畑 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |

*農地の権利を移動する場合(売買、貸借および贈与など)は、農業委員会の許可が必要です。その際、受け手側の権利取得後の耕作面積が以下に達しない場合は、許可できません。

| 地域 | 下限面積 |
|-------|-------|
| 本土 | 30アール |
| 里・下甑 | 20アール |
| 上甑・鹿島 | 10アール |